

七尾市教育大綱

～ふるさと七尾を愛し誇りに思い、

輝く未来を切り拓く人づくり～

(素案)

令和6年4月
七尾市

【趣 旨】

今回、平成31年に見直しを行った七尾市教育大綱の計画期間満了に伴い、今後5年間の教育に関する総合的な施策の指針として、新たな「七尾市教育大綱」を策定します。

七尾市教育大綱は、第2次七尾市総合計画中の基本構想および基本計画で定める「教育・芸術・文化」に関する内容をよりどころとしており、今回の見直しにあたっては、見直し前の大綱の基本理念などは受け継ぎつつ、新たな時代の要請や社会情勢の変化を取り入れていくこととしました。

本大綱策定作業中、「令和6年能登半島地震」に見舞われ、これまで震災からの復旧を最優先としてきましたが、復旧の先の復興を見据えつつ教育施策に対しても積極的に取り組んでまいります。

第2次七尾市総合計画で目指す将来像「能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお」を具現化できるよう、教育・文化の振興に関する総合的な施策の更なる推進を目指します。

【震災からの復旧・復興に向けて】

短期的な取り組み

短期的な取り組みとして、地震により甚大な被害を受けた教育施設、文化・スポーツ施設の復旧に取り組み、児童生徒や市民が一日も早く日常の活動を取り戻せるよう努めます。また、地域の伝統文化、芸術活動、文化財に関しては、今後の復興に向けた調査を行い、地域の伝統や文化が途切れないよう努めます。

中～長期的な取り組み

学校教育については、被災した子どもたちの心のケアを重視し、心理的なストレスに対する適切なサポートを提供し、学習環境での安心感を高めることに努めます。また、震災を教訓とし、学校施設の強靱化、学びの継続、学校再開に向けた取り組みなど、後世に繋げるよう取り組みます。

文化・スポーツについては、地域の伝統文化や芸術活動、スポーツ活動を復興させるためのプログラムを実施し、音楽、美術、演劇、スポーツ活動を通じて、市民の心を癒し活力を与え、地域の活性化を図るよう努めます。また、文化財に関しては、専門家などから意見を伺いながら復旧を行い、地域の宝を後世に繋げるよう努めます。

今後策定される市の復興計画と連携を図りながら、震災からの復旧・復興に努めます。

【基本理念】

～ふるさと七尾を愛し誇りに思い、 輝く未来を切り拓く人づくり～

七尾の豊かな自然と歴史・文化を愛し、夢と志を持って様々な分野で活躍し、未来を切り拓く人づくりを目指します。

【対象期間】

本大綱は、令和6年度から令和10年度までの5年間を実施期間とします。

ただし、今後策定される震災からの復興計画や社会情勢等の変化を踏まえ、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

【計画年次表】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
第2次七尾市総合計画	→									
七尾市教育大綱	→					→				

【体 系】

基本方針

基本施策

1 ふるさとに誇りを持ち、責任とモラルを重んじる心豊かな人づくり

○子どもの健全育成

2 安心・安全で質の高い教育環境づくり

○教育環境の充実

3 グローバル社会をたくましく生きる、心身共に健康で確かな学力をもった人づくり

○学校教育体制の充実

4 生涯にわたり知力・体力を高め、生きがいを持って活躍できる人づくり

○生涯学習の推進
○生涯スポーツの振興

5 歴史・伝統文化を継承し、優れた芸術・文化を創造する人づくり

○歴史・文化遺産の保全と活用
○魅力ある歴史・文化遺産の情報発信
○伝統的祭り行事の振興と担い手の育成
○優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実

※基本施策の「子どもの健全育成」から「優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実」は、第2次七尾市総合計画中の基本計画第1章「施策の体系」Ⅲ及びⅣから抜粋して掲載

【基本方針・基本施策】

【基本方針 1】

ふるさとに誇りを持ち、
責任とモラルを重んじる心豊かな人づくり

家庭・学校・地域の連携・協働による子どもの教育を推進します。

(基本施策 1) 子どもの健全育成

- 七尾の豊かな自然と歴史・文化を愛し、国際性豊かな子ども教育の推進
- 家庭・学校・地域の連携・協働による子どもの教育の推進
- 知力・体力を高め、健康で生き生きとした生活を送れる子ども教育の推進
- 学校保健、学校給食・食育の充実

【基本方針・基本施策】

【基本方針 2】

安心・安全で質の高い教育環境づくり

安心・安全な学校施設の整備を図り、次代に向けた教育環境の充実を進めるとともに、就学機会や学習条件の均衡・公平性の確保を図ります。

(基本施策 1) 教育環境の充実

- 教育環境の整備
- 就学機会の公平性の確保
- 児童生徒の安全対策といじめや不登校対策の推進

【基本方針・基本施策】

【基本方針 3】

グローバル社会をたくましく生きる、
心身共に健康で確かな学力をもった人づくり

教養と文化を身につけ、国際性豊かな子どもの教育を推進します。

(基本施策 1) 学校教育体制の充実

- 発達段階に応じた基礎学力の定着
- 次代の要請に応じた特色ある教育の推進
- 指導体制の確立と開かれた学校づくり
- ICT環境を活用した児童生徒の情報活用能力の育成

【基本方針・基本施策】

【基本方針 4】

生涯にわたり知力・体力を高め、
生きがいを持って活躍できる人づくり

知識と感性を磨き、健康で生き生きとした生活を送れる人づくりを目指します。

(基本施策 1) 生涯学習の推進

- 生涯学習活動の推進
- 図書館機能の充実

(基本施策 2) 生涯スポーツの振興

- スポーツ活動の促進に向けた施設環境の充実
- 生涯スポーツ活動の推進と競技スポーツの振興

【基本方針・基本施策】

【基本方針 5】

歴史・伝統文化を継承し、 優れた芸術・文化を創造する人づくり

歴史・伝統文化を継承していくとともに、芸術・文化体験を通じた心豊かな人づくりを進めます。

(基本施策 1) 歴史・文化遺産の保全と活用

- 世界的に評価された歴史・文化遺産の保全
- 歴史・文化遺産の調査、研究

(基本施策 2) 魅力ある歴史・文化遺産の情報発信

- 歴史・文化遺産の情報発信
- 歴史・文化を活かした交流の促進

(基本施策 3) 伝統的祭り行事の振興と担い手の育成

- 祭り行事の継承と担い手の育成
- 伝統的祭り行事を活かした観光の振興

(基本施策 4) 優れた芸術・演劇文化に触れる機会の充実

- 芸術・文化活動の促進
- 演劇文化の振興
- 美術館等文化施設の機能充実

【資料】

1 教育大綱の根拠法令

(1) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項（大綱の制定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

(2) 「教育基本法」第17条第2項（教育振興基本計画）

第17条第2項 地方公共団体は、前項の計画（国：教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育大綱のよりどころとした市の計画

第2次七尾市総合計画（計画期間：令和元年度（2019年度）～令和10年度（2028年度））

・目指す将来像：能登の未来を牽引し 七色に輝く 市民活躍都市 ななお

3 七尾市総合計画と関連する個別計画

(1) 七尾市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）

(2) 七尾市いじめ防止基本方針

(3) 七尾市健康増進計画（第2次）（計画期間：令和3年度～令和7年度）

(4) 七尾市スポーツ推進計画（計画期間：平成30年度～令和9年度（平成39年度））

(5) 第4次七尾市子どもの読書活動推進計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）

4 国が定める教育政策全体の方向性や目標、施策

第4期教育振興基本計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）

七尾市教育大綱

〒926-8611

石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地

七尾市企画振興部 企画政策課

☎0767-53-1117

七尾市教育委員会事務局

☎0767-53-8434 (教育総務課)